**わがまち特例による固定資産税の特例措置について**

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）とは、地方税法の定める範囲内で地方自治体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みで、平成２４年度税制改正により導入されたものです。

　川島町では、以下の資産に対する課税標準の特例割合を町条例で定めております。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象資産  税目 | 川島町の特例割合 | 特例期間 | 根拠法令  条項 | 対象資産 |
| 1 | 汚水又は廃液の処理施設  ・固定資産  （償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | 期限なし | 地方税法附則第１５条第２項第１号  川島町税条例附則第１０条の２第１項 | 沈殿又は浮上装置、油分分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等  ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例の対象にはなりません |
| 2 | 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設  ・固定資産  （償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | 期限なし | 地方税法附則第１５条第２項第２号  川島町税条例附則第１０条の２第２項 | テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置  ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例の対象にはなりません  また、平成２８年４月１日以降に取得した資産は、中小企業者が取得した場合に限定されます。 |
| 3 | 下水道除害施設  ・固定資産  （償却資産） | ４分の３  （課税標準の特例措置） | 期限なし | 地方税法附則第１５条第２項第６号  川島町税条例附則第１０条の２第３項 | 沈殿又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置等  ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例の対象にはなりません |
| 4 | 雨水貯留浸透施設  ・固定資産  （償却資産） | ４分の３  （課税標準の特例措置） | 期限なし | 地方税法附則第１５条第８項  川島町税条例附則第１０条の２第４項 | 透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設等  ※ただし、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域内において、雨水浸透阻害行為を行うものが取得した償却資産が対象となります。 |
| 5 | 都市再生緊急整備地域内の公共施設及び一定の都市利便施設  ・固定資産  （家屋・償却資産） | ５分の３  （課税標準の特例措置） | ５年間 | 地方税法附則第１５条第１９項本文  川島町税条例附則第１０条の２第５項 | 公園、広場、緑化施設、通路等※ただし、都市再生特別措置法に規定する認定業者が都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設が対象となります。 |
| 6 | 特定都市再生緊急整備地域内の公共施設及び一定の都市利便施設  ・固定資産  （家屋・償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | ５年間 | 地方税法附則第１５条第１９項ただしがき  川島町税条例附則第１０条の２第５項 | 公園、広場、緑化施設、通路等※ただし、都市再生特別措置法に規定する認定業者が都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設が対象となります。 |
| 7 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ３分の２  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第１号イ  川島町税条例附則第１０条の２第６項 | 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金を受けて取得した自家消費型の太陽光発電設備（固定価格買取制度の対象となるものは除外）  千キロワット未満 |
| 8 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ３分の２  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第１号ロ  川島町税条例附則第１０条の２第７項 | 風力発電施設  二十キロワット以上 |
| 9 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ３分の２  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第１号ハ  川島町税条例附則第１０条の２第８項 | 水力発電施設  五千キロワット以上 |
| 10 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ３分の２  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第１号ニ  川島町税条例附則第１０条の２第９項 | 地熱発電施設  千キロワット未満 |
| 11 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ３分の２  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第１号ホ  川島町税条例附則第１０条の２第１０項 | バイオマス発電施設  一万キロワット以上二万キロワット未満 |
| 12 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ４分の３  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第２号イ  川島町税条例附則第１０条の２第１１項 | 特定太陽光発電施設  千キロワット以上 |
| 13 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ４分の３  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第２号ロ  川島町税条例附則第１０条の２第１２項 | 特定風力発電施設  二十キロワット未満 |
| 14 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第３号イ  川島町税条例附則第１０条の２第１３項 | 特定水力発電施設  五千キロワット未満 |
| 15 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第３号ロ  川島町税条例附則第１０条の２第１４項 | 特定地熱発電施設  千キロワット以上 |
| 16 | 再生可能エネルギー発電施設  ・固定資産  （償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第３３項第３号ハ  川島町税条例附則第１０条の２第１５項 | 特定バイオマス発電施設  一万キロワット未満 |
| 17 | 浸水防止用設備  ・固定資産  （償却資産） | ３分の２  （課税標準の特例措置） | ５年間 | 地方税法附則第１５条第３８項  川島町税条例附則第１０条の２第１６項 | 防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口等  ※ただし、水防法に基づく洪水浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用の設備が対象になります。 |
| 18 | 認定誘導事業者が取得した公共施設等  ・固定資産  （家屋・償却資産） | ５分の４  （課税標準の特例措置） | ５年間 | 地方税法附則第１５条第４０項  川島町税条例附則第１０条の２第１７項 | 公園、広場、緑化施設、通路等※ただし、都市再生特別措置法に規定する認定業者が誘導施設の整備に係る事項が記載された立地適正化計画に基づき整備した公共施設等が対象となります。 |
| 19 | 企業指導型保育事業  ・固定資産  （家屋・償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | ５年間 | 地方税法附則第１５条第４４項  川島町税条例附則第１０条の２第１８項 | 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主が、一定の保育に係る施設を設置する場合の当該施設の用に供する固定資産 |
| 20 | 市民緑地の用に供する土地  ・固定資産  （土地） | ３分の２  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条第４５項  川島町税条例附則第１０条の２第１９項 | 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地 |
| 21 | 中小企業の設備投資  ・固定資産  （償却資産） | 零  （課税標準の特例措置） | ３年間 | 地方税法附則第１５条の４７項  川島町税条例附則第１０条の２第２０項 | 生産性向上特別措置法に基づく同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する機械装置 |
| 22 | サービス付き高齢者向け賃貸住宅  ・固定資産  （家屋・償却資産） | ３分の２  （課税標準の特例措置） | ５年間 | 地方税法附則第１５条の８第２項  川島町税条例附則第１０条の２第２１項 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付高齢者住宅である賃貸住宅 |
| 23 | 家庭的保育事業  ・固定資産  （家屋・償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | 期限なし | 地方税法３４９第条の３第２８項  川島町税条例第６１条の２第１項 | 児童福祉法の規定により町の認可を受けた者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産 |
| 24 | 居宅訪問型保育事業  ・固定資産  （家屋・償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | 期限なし | 地方税法３４９第条の３第２９項  川島町税条例第６１条の２第２項 | 児童福祉法の規定により町の認可を受けた者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産 |
| 25 | 事業所内保育事業  ・固定資産  （家屋・償却資産） | ２分の１  （課税標準の特例措置） | 期限なし | 地方税法３４９第条の３第３０項  川島町税条例第６１条の２第３項 | 児童福祉法の規定により町の認可を受けた者が直接同法に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産 |